

みんなのバリアフリー街づくり条例（10月1日施行）

対象施設及び規模一覧

対象施設	新築、増築、改築を行う床面積の合計			
	改正条例		(参考) バリアフリー法	
	第3章 施行規則部分 (規模等変更なし)	第4章 法委任規定(新設) (バリアフリー法に 基づく規定) (注1)		
学校、福祉施設(保育所、児童福祉施設等)(注2)	すべて	500㎡以上	対象外	
病院、診療所(すべて)、官公署 老人ホーム、福祉ホーム等 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等 集会場、公会堂、博物館、美術館又は図書館 車両の停車場等で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			2,000㎡以上	
飲食店、理髪店等のサービス業の店舗 百貨店、マーケットその他の物品販売業の店舗			200㎡以上	2,000㎡以上
公衆浴場			500㎡以上	
劇場、観覧場、映画館、演芸場、遊技場、展示場	1,000㎡以上(注3)	1,000㎡以上	2,000㎡以上	
ホテル又は旅館 体育館、水泳場、ボート場その他これらに類する運動施設	1,000㎡以上			
共同住宅(注2)	1,000㎡以上	2,000㎡以上	対象外	
自動車の停留又は駐車のための施設	(注4)	法の定め による規模	2,000㎡以上	
公共用歩廊	対象外		50㎡以上	
公衆便所	すべて			

注1：用途変更及び仮設建築物は規模の引下げを行わず法の規定により2,000㎡以上とする

注2：すべての仮設建築物を除く

注3：一部の整備基準は300㎡以上が対象

注4：駐車場法で規定する施設で500㎡以上が対象

変更した基準等の比較

(下線部分が付加及び改正を行う部分)

	改正条例		(参考) 対応するバリアフリー法の規定
	第3章 施行規則部分 (バリアフリー法との整合)	第4章 法委任規定(新設) (バリアフリー法に基づく規定)	
敷地内通路の幅員	140 cm以上	<u>140 cm以上</u>	120 cm以上
屋外への出入口幅	90 cm以上	<u>90 cm以上</u>	80 cm以上
利用円滑化経路	<u>主たる経路の整備</u>	(法の定めによる)	利用円滑化経路の整備
便所	<u>オストメイト対応設備の設置</u>	(法の定めによる)	オストメイト対応設備の設置
多数の者が利用する階段等	利用者の利用に供する階段の上端及び下端に点状ブロックの敷設	<u>(視覚障害者が利用するものに限らず)</u> 段がある部分の上端に接する部分に点状ブロック等の敷設	主として視覚障害者が利用するものに限り、段がある部分の上端に接する部分に点状ブロック等の敷設
	全ての階段について回り階段とせず、かつ、踊場を含め手すりを設置	<u>1箇所以上の階段</u> については、回り階段とせず、かつ、踊場を含め手すりを設置	やむを得ない場合を除き回り階段としない 踊場を除き手すりを設置
カラーバリアフリー	<u>色覚障害者への配慮</u>		

法対象施設はバリアフリー法都条例、それ以外は条例を参照のこと